

公立大学設立準備委員会ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 諏訪東京理科大学の公立化及び公立大学法人の設立にあたり、公立大学設立準備委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第2条に規定する検討事項について具体的な調査検討を行うため、同設置要綱第6条に基づき、委員会にワーキンググループを設置する。

(役割)

第2条 ワーキンググループは、委員会から付託された事項について具体的な調査検討を行い、その結果を委員会に報告する。

(所掌事務)

第3条 ワーキンググループは、別表第1に掲げる事務を所掌する。

(構成員)

第4条 ワーキンググループの構成は、別表第2のとおりとする。

(グループリーダーの職務)

第5条 ワーキンググループにグループリーダーを置き、グループリーダーはワーキンググループにおいて互選する。

2 グループリーダーは、ワーキンググループを代表し、ワーキンググループの業務を総理する。

3 グループリーダーに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめグループリーダーが指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキンググループの会議は、必要に応じてグループリーダーが招集する。

(意見の聴取等)

第7条 グループリーダーは、専門的な事項について必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 ワーキンググループの庶務は、学校法人東京理科大学及び茅野市において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月24日から施行する。

別表第1（第3条関係）

ワーキンググループ名	所 掌 事 務
組織・運営 ワーキンググループ	公立大学法人設立に関する基本方針、公立大学法人の組織、役員体制、審議機関、運営体制、定款、業務方法書、諸規程（他のワーキンググループの所掌に属さないもの）、学則、学内LAN・情報システム構築、権利義務承継方法、施設設備整備、新公立大学の校歌・校章・ロゴデザイン・ホームページ、地域との連携等についての調査検討
目標・評価 ワーキンググループ	公立大学法人の中期目標、中期計画、年度計画、評価基準、公立大学法人評価委員会の設置・運営等についての調査検討
人事・給与 ワーキンググループ	公立大学法人の人事給与制度、服務その他の勤務条件、人事・給与・就業に関する諸規程、人事給与システム構築、教職員採用、労使協定、労働協約、福利厚生、教員業績評価制度等についての調査検討
財務・会計 ワーキンググループ	公立大学法人の財務会計制度、財務会計に関する諸規程、財務会計システム構築、学校法人からの承継財産評価、収支計画、運営費交付金算定方法、料金の上限額設定、短期借入金の限度額設定、監査制度等についての調査検討

別表第2（第4条関係）

ワーキンググループ名	学校法人東京理科大学		茅野市職員	計
	学校法人本部職員	諏訪東京理科大学職員		
組織・運営 ワーキンググループ	5人	2人	2人	9人
目標・評価 ワーキンググループ	—	5人	2人	7人
人事・給与 ワーキンググループ	1人	3人	2人	6人
財務・会計 ワーキンググループ	2人	2人	2人	6人

